

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和6年1月16日開催 日本証券業協会]

1. 令和6年能登半島地震への対応について

- 冒頭、1月1日夕刻に発生した令和6年能登半島地震について、一言申し上げます。本地震においてお亡くなりになられた方に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。
- 今回の地震に伴う災害等に対し、石川県、富山県、福井県及び新潟県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する北陸財務局及び関東財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を改めてお願いしたい。
- 災害救助法が適用された市町村に所在する証券会社の本支店等については、1月4日から通常営業を行っているとの報告をいただいているが、引き続き、被災地で営業している金融機関におかれては、要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を改めてお願いしたい。
- また、被災者のために有益な情報を提供できるよう、当庁ウェブサイトにも今般の地震に関する特設ページを開設するとともに、被災者と金融機関等との取引に関する相談等を受け付けるため、「令和6年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」を開設した。

(日本語) <https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake202401/press.html>

(英語) <https://www.fsa.go.jp/en/ordinary/earthquake202401/press.html>

- 最後に、今般の地震を踏まえた特別措置として、被災地にある金融機関等において、法令上提出期限の確定している報告・届出について、地震により本来の提出期限までに提出できない場合であっても、本年4月30日までに提出することで行政上及び刑事上の責任を問われないとする政令が1月

11日に公布・施行された。詳細については、当庁又は財務局まで照会いただきたい。

2. 資産運用立国実現に向けた取組みについて

- 政府として、「新しい資本主義」の下、「成長と分配の好循環」の実現を目指しており、資産運用立国については、昨年秋以降、新しい資本主義実現会議の下に設置された分科会で議論を行ってきたところであり、2023年12月13日に「資産運用立国実現プラン」が公表された。

※1 「資産運用立国実現プラン」（内閣官房HP）

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunyou_torimatome/plan.pdf

※2 資産運用立国に関する金融庁の取組（金融庁HP）

<https://www.fsa.go.jp/policy/pjlamc/20231214.html>

- 証券会社の皆様には、市場の公正性・透明性の確保はもちろんのこと、家計の安定的な資産形成を促進する担い手として、大きな役割を果たすことが期待されている。1月から開始された新しいNISA（少額投資非課税制度）の円滑な運用や、2023年末に公表された資産運用立国実現プランの実行のため、今年は特に重要な年である。

皆様とも引き続き緊密に連携し、資産運用立国の実現に向けて取り組んでまいりたい。

- 新しいNISAについては、幅広い層の方々に、長期・積立・分散投資による安定的な資産形成を行っていただくために、柔軟にご活用いただける制度となっている。新制度の開始を受け、新しく投資を始められる方の増加も見込まれるところ、国民の皆様が安心して資産形成を行える環境整備をお願いしたい。

また、2月の「ニーサの日」（2月13日）には、貴協会主催のイベントも予定されており、当庁からも、神田政務官をはじめとして参加させていただく予定であるが、引き続き、官民連携して、国民の皆様新しいNISAを分かりやすくお伝えしていきたい。

- 金融経済教育については、2023年の臨時国会で金融商品取引法等改正案が成立したことに伴い、金融経済教育推進機構を2024年春に設立し、夏に本格的に稼働させる予定である。これまで貴協会に様々ご尽力いただいて

きたが、今後、機構において金融経済教育をさらに充実したものにし、家計の安定的な資産形成を力強く支援していただきたい。

- また、当該法改正において、金融機関が「顧客の最善の利益を勘案」することが法令上の義務とされたことも踏まえ、皆様におかれては、良質で適切な金融商品や金融サービスが広く国民の皆様に行き渡るよう、顧客本位の業務運営に一層努めていただきたい。
- さらに、我が国の企業が魅力ある投資先となるよう、その持続的成長と中長期的な企業価値向上に向け、より実効的なコーポレートガバナンスの実現にも取り組んでいきたい。
加えて、スタートアップへの成長資金の供給の活性化は、スタートアップの育成を通じた経済の持続的成長につながる、重要な取組みである。引き続き連携しながら対応させていただきたい。
- 年金・保険や投資信託等を通じ、家計等の資金の運用を担う立場にある、資産運用業及び年金や保険等のアセットオーナーについては、その運用力の向上、ガバナンスの改善、体制の強化等が必要である。
- 特に、国民の皆様が安心して貯蓄を投資に振り向けられるようにするためには、資産運用ビジネスが国民から信頼される存在となるとともに、専門性や運用力を高めていくことが不可欠である。金融庁としては、資産運用業全体の底上げを図るために、まず、大手金融機関グループに対して、グループ内での資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付けのほか、専門性の向上、運用人材の育成・確保等の観点から、運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプランの策定・公表を要請しており、グループ一体となって主体的な取組みをお願いしたい。
- なお、1月中を目途に、各社の取組みを一覧できるページを当庁ウェブサイト上で公開することを検討している。
- そのほか、国内外からの新規参入と競争の促進に向けて、ミドル・バックオフィス業務を外委託する場合の参入要件の緩和等の規制緩和を行うとともに、金融・資産運用特区や新興運用業者の積極的な活用等の取組みを推進していく。
- 金融・資産運用特区に関しては、意欲ある自治体と協働し、関係省庁と連携しながら、金融分野、ビジネス・生活環境等に関する規制改革、英語対応

等の行政サービスの充実など、幅広い観点から支援メニューの検討をしていきたいと考えている。

- 新興運用業者については、運用の実績（トラックレコード）がないため、当初の運用資金（シードマネー）を獲得することが難しいという課題が指摘されている。皆様におかれては、新興運用業者の積極的な活用とともに、単に業歴の短さだけを理由に新興運用業者を排除しないようお願いしたい。金融庁においても、金融機関グループ等における取組事例を把握・公表し、更なる取組を後押ししていく。
- 資産運用立国に向けた取組を内外の関係事業者や投資家のニーズに沿った形で進めるべく「資産運用フォーラム」を立ち上げることであり、2023 年末、準備委員会を設立した。皆様におかれても、イベント開催等を通じ、情報発信等の強化にぜひご協力いただきたい。
- こうした取組を通じて、国内外の優れた事業者や人材が日本に集まり、互いに競い合うことで、より良い商品やサービスが家計をはじめとする投資家に提供される環境を築いていきたいと考えている。国民の安定的な資産形成の実現に向けて、引き続きご協力をお願いしたい。また、引き続き、様々なご意見を拝聴できれば幸い。

3. NISA の周知・広報について

- NISA の周知・広報について、まずは、皆様の日頃のお取組みに感謝申し上げます。官民連携して、国民の皆様には新しい NISA を分かりやすくお伝えすることが重要である。
- こうした中で、金融庁・財務局においては、NISA に関する適切な周知・広報に向けて、足元、3 点に取り組んでいる。
- 第一に、11 月下旬に、NISA に関するオンラインセミナーを開催した。これは、試行的に、国家公務員や地方公務員に対して行ったものであるが、延べ 1 万人以上が参加したほか、地域のメディアに取り上げられるなど、NISA に対する関心の高さが伺えた。セミナーの動画は、一般の方がご覧いただけるよう、当庁ウェブサイトにて公開している。
- 第二に、2023 年 12 月から 2 月にかけて、ハイブリッド形式のイベントを

計3回開催予定である。著名人を招き、トーク形式で、楽しく、わかりやすく NISA や資産形成についてお伝えしたいと考えている。12月に開催した第1回には、400名以上（オンラインを含めると3,000名以上）の方に来場いただいたが、「登壇した著名人をきっかけに NISA に関心を持った」という声が聞かれた、（経済系のみならず）芸能系の報道番組に取り上げられたなど、これまで NISA に関心がなかった層へのアプローチとして手応えを感じている。

イベントの詳細は、金融庁ホームページのイベント特設サイトに掲載しているため、ご関心がある顧客、担当者等への紹介等をお願いできれば幸いである。

（参考）イベント特設サイト

https://www.fsa.go.jp/user/nisa_mirai_produce/index.html

- 第三に、当庁の NISA 特設ウェブサイトのリニューアルを行ったほか、「つみたてワニーサ」X（旧 Twitter）アカウントでの情報発信の強化にも取り組んでいる。新しい特設ウェブサイトでは、特に新しい NISA の活用イメージを充実させているため、NISA の活用方法に悩まれている顧客への説明などで活用いただきたい。また、ワニーサ X アカウントのフォロワーは、2023年11月から約18%（約1,700アカウント）増加しており、こういった場面でも NISA の「ファン」を増やしていきたいと思う。新しい NISA の開始に向け、様々なツールを活用し、新しく NISA を始める方にもわかりやすい周知・広報に取り組みたいと考えている。
- 本日申し上げた取組みについては、貴協会に多大なご協力をいただきありがとうございます。

引き続き、官民一体となって、国民の皆様が安心して資産形成に取り組むことができる環境を整備していきたいと考えており、ご協力を賜りたい。

4. 新しい NISA 制度の開始等を踏まえた対応について

- 1月から、新しい NISA 制度が開始されたことも踏まえ、2点お願いしたい。
- （NISA 制度に関する監督指針改正について）
- 1点目として、顧客の安定的な資産形成支援という NISA 制度の趣旨等を

踏まえ、金融機関による「成長投資枠」を使用した回転売買の勧誘行為を防止する観点から、監督指針の改正を行った。

- 既に各社においては、金融商品の適正な投資勧誘の履行を確保するための態勢整備がなされているものと認識しているが、新しいNISA制度においても、回転売買の勧誘等の不適正な勧誘行為が行われぬように態勢が整備されている必要がある。
- 具体的には、各社において、顧客への不適正な勧誘行為が行われることのないよう内部管理部門による検証を行い、その実効性の確保を図ることが重要であると考えている。当庁としては、今後、そのような態勢の整備状況を確認しながら、より実効的なものにしていきたいと考えているので、御協力いただきたい。

(NISA口座をはじめとする証券口座の開設手続きについて)

- 2点目として、政府としては2022末の「資産所得倍増プラン」において、NISA口座を5年間で3,400万口座とすることを目標に掲げているところであるが、新しいNISA制度が円滑に運用されるよう、各社におかれては、NISA口座をはじめとする証券口座の開設手続きにおける顧客対応に万全を期していただきたい。
- 例えば、東日本大震災における原発事故の避難者の方々においては、住民票に記載されている住所と現住所が異なる場合がある。原発事故の避難者が証券口座を開設する場合の本人確認書類として、避難元の自治体が発行する避難証明書を活用することで、口座開設が可能となる。また、口座開設の際に必要な顔写真付き本人確認書類としては、運転免許証以外に、障害者手帳なども活用可能である。
- マネー・ローンダリング対策等の観点からは、本人確認が重要である旨は言うまでもない一方で、是非、顧客の事情に寄り添った対応をお願いしたい。この場の経営層の皆様におかれては、各社それぞれにおいて、顧客からの問合せ窓口の担当者や営業員等、顧客対応を行う従業員の方々に、この旨を周知・徹底いただくとともに、証券口座の開設手続きを案内するホ

ホームページ等においても、誤解のないような表現を用いていただきたい。

- 引き続き、官民一体となって、NISAの普及・活用促進に取り組んでいきたいと考えており、ご協力を賜りたい。また、本件に限らず、不明点や判断に迷われるケースがあれば、当庁までご相談いただきたい。

5. 複雑な仕組債等の販売・管理態勢等について

- 2023年11月末に日本証券業協会が公表した複雑な仕組債の販売状況を見ると、販売社数は減少しており、私募債は相応に販売が継続されているものの、公募債の販売は大幅に減少している。
- こうした状況を踏まえると、2023年7月のガイドライン改正以降、多くの金融機関が一斉に仕組債の販売を再開するような動きは出ていないものと認識している。
- 当庁においては、2023事務年度の金融行政方針に基づき、仕組債等の高リスクの金融商品の販売・勧誘体制等に関して、
 - ・ 法令や日本証券業協会のガイドライン等に則っているか、
 - ・ 顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が整っているか、等について、アンケート等も活用しながら確認を行っているところであるが、今後とも、モニタリングにおいてフォローアップさせていただきたいと考えているので、貴協会の監査等においてもしっかりと確認いただきたい。

6. CDSC NZDPU Proof of Concept の公表と市中協議について

- 気候変動対応については、各金融機関においても積極的に取り組みを進めていただいているところ。ネットゼロに向けたトランジションを企業・金融機関が着実に進めるにあたり、その進捗の把握や分析のための気候変動関連データの集約は不可欠。
- こうした背景を踏まえ、気候変動関連データのグローバルかつオープンなデータプラットフォーム構築を目指す構想としてNZDPU (Net-Zero Data

Public Utility) の創設が2022年に提案されていたところ、2023年12月2日、COP28においてPoC (Proof of Concept : コンセプトの実現可能性や効果の検証) が公表された。当庁は、このNZDPU創設をサポートするCDSC (Climate Data Steering Committee) のメンバーとして議論に参加してきた。

- CDSCは同日、(前述の) NZDPUのPoCの他、プログレスレポートを公表した。また、今後の作業やNZDPUの進化のため、2024年3月1日まで意見募集を開始している。
- なお、CDSCでは引き続きフォーカスグループ (focus group) のメンバー募集も行っている。フォーカスグループは金融機関に限らず幅広い企業にNZDPUへのアドバイスをいただくことを目的としている。既に参加されている企業も多いと聞いているが、関心のありそうな企業にもご紹介いただければ幸い。

7. フィッシング対策の強化について

- 2023年初から11月末までにおけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害額は、いずれも過去最多を更新し、被害件数5,147件、被害額約80億円となっている。これを踏まえ、2023年12月25日に、当庁及び警察庁から改めて、一般利用者向けに注意喚起を行っている。また、預金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。

※ 「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について (注意喚起)

(https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2/13.pdf)」

- 被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題としてしっかりと対応していただきたい。

8. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- 2021年4月にお願いした「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」の対応期限が2024年3月に到来する。
- 各社におかれては、態勢整備を着実に進めていただいていると認識しているが、期限まで残り3か月を切る中、確実に態勢整備を完了するよう、引き続き取組を進めていただきたい。

9. Japan Fintech Week 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、新たな試みとして「Japan Fintech Week」を2024年3月4日～8日に初開催する。
- 「Japan Fintech Week」では、2016年より毎年開催している「FIN/SUM」を中核イベントとしつつ、自治体や業界団体、大使館等と連携してフィンテック関連イベントを当該週前後に集中的に開催する。これにより、国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出できればと考えている。
- 従来のFIN/SUMと比較して、海外からの参加者が大幅に増加する見込みであり、例えば、コンプライアンス高度化やDXに関するソリューションを提供するフィンテック事業者等の来日が予定されている。また、パネルディスカッションやラウンドテーブルにおいては、Web3.0・デジタル資産やAI、送金・決済、埋込型金融、ESG、資産運用立国などをテーマに多面的な議論を行う予定。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトですぐ更新していく。皆様におかれては、ネットワーキングや情報収集の機会として活用すべく、各レセプションやFIN/SUMアフターパーティーを含めて是非足を運んでいただきたい。

(参考) Japan Fintech Week 概要

- 日時：2024年3月4日（月）～8日（金）【コアウィーク】
- 会場：都内各地
- 主催：金融庁
- ウェブサイト：<https://www.fsa.go.jp/policy/japanfintechweek/2024/>

(参考)：FIN/SUM 概要

- 日時：2024年3月5日（火）～8日（金）[4日間] 9:00-18:00
- 会場：丸ビルホール（後日アーカイブ配信）

- 主催：金融庁・日本経済新聞社
- ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>
- チケット登録：1月下旬より上記ウェブサイトにて登録開始予定

10. 令和6年度税制改正要望の結果について

- 金融庁の令和6（2024）年度税制改正要望においては、
 - ・「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現
 - ・「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現
 - ・保険
 - ・暗号資産などの項目を要望した。
- その結果、2023年12月14日に公表された与党税制改正大綱においては、
 - ・NISAの利便性向上等
 - ・店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の3年延長
 - ・トークン化社債等に関する振替債等と同等の税制措置など、金融庁関係の重要要望項目が措置されることとなった。
- なお、「金融所得課税の一体化」については「意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する」と記載されている。
- また、「上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し」については「納税者の支払能力をよりの確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得る」と記載されている。
- 引き続きしっかりと検討・議論すべき事項も残っており、今後、これらの事項について、必要な取組みを行っていきたい。
- 税制改正要望プロセスにおいては、業界の皆様から様々なご支援を頂いた。この場をお借りして感謝申しあげたい。

11. インパクトコンソーシアムの設立

- 気候変動や少子高齢化等の環境・社会課題の重要性が増す中で、課題解決を図る事業等への支援は喫緊の課題となっており、環境・社会的効果（「インパクト」）の創出を、経済・社会の成長・持続可能性に結び付ける好循環の実現が重要である。
- インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していく観点から、幅広い関係者が議論し、国内外のネットワークとの協働・対話を図る場として、産官学金等が連携した「インパクトコンソーシアム」が、11月下旬、貴協会を始めとする発起人により設立が発起された。
- 設立発起会合では、水口剛高崎経済大学学長から、経済システムの中にインパクトを組み込む考え方が当たり前となる社会を目指す旨の設立発起表明があり、他の発起人からも、中長期の収益性に資するインパクトを積極的に評価する経営や地域に応じた課題を解決するスタートアップ支援の重要性等についてご発言があった。
- 現在、コンソーシアムの会員募集を行っており、また、今後、順次分科会を立ち上げていく予定。コンソーシアムにおける議論や知見共有等について、ご協力いただけると幸い。

12. サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログの設置

- 経済・社会の成長・持続可能性の確保につながる投資を推進していくには、幅広い投資家に魅力的なGXその他のサステナビリティに関する投資商品を開発し、多様な投資家の市場参加を促していくことが重要である。
- 金融庁は、商品組成を担う国内外の資産運用会社、投資を受ける企業、個人投資家など、幅広い関係者による対話の場である「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を12月に設置した。貴会からも参加をいただき感謝申し上げます。
- 本ダイアログは、2024年6月までに計4回程度開催し、その後、投資商品の充実に向けた「メッセージ」を取りまとめて発信する。国内におけるサ

ステナビリティ投資商品に係る課題・状況等について、実務的な観点から、是非活発な議論をお願いしたい。

13. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知等について

- 政府において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されたことを踏まえ、1月15日付で金融庁から各金融団体に対し、本指針の周知等について要請を行ったところなので、ご承知おきいただきたい。

(以 上)